

令和3年 第9回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和3年9月6日（月）14：30～

<場所>：九重町役場 3階 301会議室

<出席委員>

農業委員

2番：日野武 3番：矢方盛士 4番：清竹鉄也
5番：佐々木清和 6番：矢幡陽子 7番：飯田祥治朗
8番：穴井勲 9番：佐々木洋子 10番：植山秀明
11番：手島政弘

推進委員

13番：仲摩茂敏 14番：野田政春 15番：森義美
16番：矢野三八 17番：高倉三八 18番：熊谷厚己
22番：田吹博史 23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三 リーダー：若杉美紀
事務員：堤悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 14時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）： 10名 （農地利用最適化推進委員）： 8名
欠席委員 （農業委員）： 1名 （農地利用最適化推進委員）： 4名

<会長あいさつ>

■議事

議 長 それではですね、これから議案の方をやっていきたいと思っておりますので、最初に皆さんにお願いを致します。発言は挙手をして番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードによろしく願いいたします。議事録署名委員の選出について、規則第14号第2項の規定により議事録署名委員を

8番委員さんと9番委員さんを指名致します。異議はございませんか。異議なしと認め8番委員と9番委員を議事録署名委員に指名を致します。よろしくお願ひします。それではただ今から報告案件に入ります。報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書1ページをお開きください。報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
報告第16号(番号1番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございます。それではですね、2ページ目からの議案審議に入ります。議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について。
議案第36号(番号1番～3番)を読み上げて説明。

議長 はい、今事務局より説明が終わりました。それでは担当委員さんより説明をお願いいたします。

18番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号2番担当委員さんよろしくお願ひします。

22番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号3番担当委員さんよろしくお願ひします。

13番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございます。担当委員さんより説明がございました。それでは質問を求めます。どなたか質問ある方は挙手をして名前を告げてください。

8番委員
事務局 2番の耕作面積が0になっているのですが。
そこはまだシステムの関係上反映されていない所になっていますので、その3反要件は先月の利用権で出ていますのでそこは大丈夫になっております。

13番推進委員 さっきの3番目の〇〇さんですけど、〇〇さんは旦那さんの名義で4反ちょっとあるんでこれが9畝くらいですから、5反くらいになるそうです。

議長 はい、ありがとうございます。他にございませんか。

22番推進委員 売買がありますが、単価はどのくらいなのかを参考までにちょっと教えてください。

議 長 事務局単価が分かれば教えてください。

事 務 局 単価は1番が1筆で〇〇円になっております。3番の方なんですけど、ちょっとこちらの方が値段の方は公表しないでくださいとお願いされていますので、公表は控えさせていただきます。

議 長 ちょっと一点事務局にお伺いしますけど、3番の〇〇〇〇さんこの方はあの旦那さんは〇〇〇をしていますが、耕作面積の6,399㎡は自分名義の土地だとは思うんですけど、奥さんについてこれはどうなるのですかね。

事 務 局 こちらの耕作面積は同一世帯内で農地を所有している面積になっております。〇〇〇〇さんと旦那さん、もしかすると他の方の面積があればそれを含めての面積になります。

議 長 わかりました。他に。

16番推進委員 私達には守秘義務があるんですか。守秘義務がないのであれば教えられないのは分かるのですが、あるのであれば金額を言ってもいいんじゃないですか。

議 長 16番推進委員さんが言う事ももっともだと思います。私達は議論しますよね。当然公人として議論していますので。その辺は事務局どうですか。当然当事者が公表しない様に口止めしているので、16番推進委員さんが言われるようにこの場で聞くことは出来るけど隣近所の人にいくらだったとか言う必要も無いし、それは自分たちで聞くだけで私も思うんだけど、まして〇〇さんの方に釘を刺されているので、どんなもんですかね。

3番委員 結局僕たちは委員になって絶対人に言うという事は無いので、そうした中ではっきりした金額は言わなくてもある程度とかね。結局〇〇屋さんの大きな金額あたりになったり色々な例があると思うんですよ。事務局も大変でしょうけど、その辺はある程度皆さんを信用してくれないと僕たちも困る所がありますので、よろしくお願いします。

16番推進委員 それともうひとつ、こんな事私たちが言うのではなくて、農業委員の方に行ってもらいたい。私達は議決権が無いのだから。

議 長 16番推進委員の意見は分かりました。同じ委員会に中でありますので、農業委員さん推進委員さん区別なく、農業委員さんに限っては議決権があるというだけでそれ以外は常にオープンにしていますのでそこは突っ込みはいれないでください。13番推進委員、3番委員から事務局の方に公表をしてくださいと言われてきましたが、これはあくまでも、委員として外に漏らしてはならないという事で、こういった質問もありますので、是非正確な金額じゃ無いにしてもそれに近い金額

- を言ってもらえないでしょうか。道沿いで地理的にもいいので、どのくらいの単価になるか皆さんも知りたいと思います。
- 13 番推進委員 この件について私は聞きました。教えてくれましたけどそういうふうで教えないでという事であえて言いませんでしたけど、〇〇さんは設計をして物凄く詳しい方で、だいたい九重町の土地の単価を自分なりに聞いて出しているそうです。
- 事務局 局長 今回の件につきましては、担当の方が窓口で公表しないで承っておりますので、今回の件については公表を差し控えさせて頂きたいと、今後窓口に来られた際にはですね、そういった形で農業委員さんであったり、最適化推進委員さんに検証の為に一定程度の金額を言いますのでという事を、今後は窓口の方で了承を頂いた上で、委員会の方で報告をさせて頂くようにしていきたいと考えております。
- 議長 皆さんご理解いただけたでしょうか。そういう事でございます。私達が単価を知りたいと言うのは、例えば地域内でここを売りたい、買いたい、ここはどれくらい値段なんだろうかとそういう時に全員知っておく事は損が無いし、またあのそういった問いかけがあった時に、そういう提案が出来るという所が情報として知りえるのはいいのではないかと思います。ただ今回は色々な意見が出ましてけど先方の意見を尊重してということでございます。
- 7 番 委 員 〇〇さんにね、こういう話がありましたと言伝えてほしい。それじゃこれをしてくださいとなるかも知れんし。このまま〇〇さんに何も言わずにこの話はなんだったのかとなるから、一応伝えていいですよと言われたら公表すれば。
- 16 番推進委員 金額が知りたい訳ではないんですね。ただ売買することを OK かどうか判断する資料として全部分かってないと賛成するべきか、反対するべきか、情報が分かってないと出来ないのではと思って私は発言しました。
- 22 番推進委員 私達もたまたま推進委員をさせてもらっているんですが、会長が言ったようにいくらで売ったらいいとかね、そういう話も何件かあります。その時答えきれない。今私は〇〇です。土地の価格が3年か4年に一回見直しがありますね。土地の評価がですね。改正というか。その為に知りたいというか、これは是非今後ね、公表していいという了承をとってもらいたいですね。参考にするという事で。
- 議長 事務局 どうぞ
- 事務局 先月8月の総会で農地の売買価格ということで皆さんに提示している価格がありますので、そちらの価格が平均値として出していますので

それを目安に価格はこれくらいですよと回答をしていただければと思います。

議長 はい、わかりました。他に質問はございませんか。ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございました。全員賛成という事で承認する事といたします。続きまして議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局の説明は省略します。議案は2件あります。それでは1番と2番の担当委員さんの方から説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

7番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございました。番号1番2番の担当者より説明がございました。質問のある方は挙手をしてお願いしたいと思います。ありませんか。無いようでしたら採決に入りますけど、この案件についてですね、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。全員賛成ということになり、承認する事となりました。続きまして議案第38号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第38号非農地証明願について。

議案第38号(番号1番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございました。今事務局より説明がございました。それでは担当委員さんより説明をお願いします。

17番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございました。今担当委員さんから説明がございました。この案件について質問のある方は挙手をお願いします。この場所は私も現地確認に行きましたけど、今年の7月の豪雨ですぐ上の国道沿いにですね、もう一段広い田んぼがありましたけど、その上の方に流木が流れ込んでいまして昨年来た時にですね、表土が流されて手直し出来ないんじゃないかと懸念はしていましたけど。また地主も高齢で息子さんも〇〇にいるという事で、ここは〇〇集落の〇〇さんという方が耕作していましたけれど、その〇〇さんも私の力じゃどうしようもないんで、何とか農業委員会にお願いしてくださいという話も聞いていますので、皆さんなんとか審議のほどよろしくお願いします。質問ないでしょうか。

22番推進委員 非農地証明を取った後ね、どういうふうにするか聞いてないですか。

17番推進委員 河川の工事をすると思うんですよ。残った所は何もしない。農地には戻さない。

議長 こういう所は町内何カ所か結構あるので、こういう所はまたね、再開

できればいいんですが、高齢者もいてなかなか難しいかなど。また昨年に匹敵する川の増え方もあったんでまた現状復帰しても水害で同じような事になればもうダメ押しではないですけど、農地としては活用できないのではないかと気がします。私達も耕作者にもこの状況で耕作を再開してくださいとはなかなかいえませんよね。もうしょうがないことだと思います。他に質問のある方、ございませんか。非農地証明願について賛成の方は挙手をお願いします。はいありがとうございますございました。全員賛成という事で承認されました。

16番推進委員

これ昨年の災害でこんなに土砂が入ってこうなっていますよね。土砂が入ってこんな状況な所は他にもあるよね。そして実際復旧している所は綺麗な田んぼに復旧出来ているよね。今何もしないで土砂が入っていて出来ないとならしょうがないわと賛成しているのか、それとも後がないからしょうがないと言っているのか、22番推進委員さんが言ったようにこれは激甚で普及すればそんなにかからなくて、復旧出来るし復旧すれば綺麗な田んぼに戻るよね。

議長

昨年激甚指定されましたよね。その時に地主の方が建設課の方に災害復旧という申請を出していれば当然原型復旧という段取りにはなるかと思えますけど。果たして当人さんがそこまでやったかどうかは分かりませんので、そこはなんとも言えない所もありますけど。私は16番推進委員が言う事も一理あると思えますし、色々な人に聞いてですね、玖珠町も九重町もそうですけど河川に面した農地ですね、全部じゃないんですけど、表土が剥がれていてそこを原型復旧しても果たして以前のように確保できるかということも土建屋さんの方も一部の方が言っていました。どうにもならないという声も聞きました。どこかを一山削ってそこを表土にするのであれば、何とか可能でしょうけど。

18番推進委員

災害にあった所は、その農地の人が非農地証明願を出してくれと言った時は、優先的に非農地になるのではないですか。そういう話を聞いております。

議長

それは災害復旧の取り下げをしないといけないんじゃないですかね。これは護岸工事はするでしょうけど、本人さんが現状復帰してくださいという建設課の方にですね。私も詳しいことは分かりませんが、申請案件が出ていけば当然原型復旧することになるかと思えますけど。当然2割の自己負担がありますので、当然地主さんの方も高齢で耕作出来ない息子さんも県外に出て就職して出来ない。それで何とか土地を維持してもらおうと同じ集落の人に小作で作ってもらっていた

けどその人も現状を見た時に後は出来ないと。何とか農地として残さないと建設課に申請をしていけばですね、激甚災害になったので出来ますけど、申請の確認が出来ないですよ。申請が出来なければ非農地証明願が出れば、私達で了解しましたとなれば、法務局の方で農地から雑種地に変えられるので、私達も農地として良い場所はなんとか残してもらいたいけど、そこまでない農地については残念でありますけど。私達も当事者の中に話を入れていってそういう話を皆さんで共有していれば話は出来るけど、そこまで私たちは話が出来ていないので、当人に任せるしかないと思うんですよ。本日の議案はですね、以上になります。

皆さんから他にありませんか。ないようでしたらこれで終了したいと思います。大変お疲れでございました。